

施設	選定方法／応募者数	指定候補者として選定した団体	選定理由(選定委員会の意見)	選定経過及び非公募の場合はその理由	問合せ先
<p>【名称】 西宮市民会館 【所在地】 西宮市六湛寺町10番11号</p>	<p>非公募</p>	<p>【団体名】 公益財団法人 西宮市文化振興財団 【所在地】 西宮市六湛寺町10番11号</p>	<p>団体の概要、管理運営方針、運営体制、市の補助事業及び市からの受託事業等、貸館業務、施設等の維持管理業務、収支計画等について、審査基準に基づき書類審査及び面接審査を行った。その結果、指定管理者として妥当であると判断し、選定した。 ただし、当委員会としては、次のとおり意見を付する。 ①市の文化振興施策の拠点施設である西宮市民会館の指定管理者として、ニーズを適切にくみ取りながら、市民が身近に楽しめ、質の高い文化事業を展開すること。事業の企画にあたっては、専門職員の充実とともにその経験やネットワークを活用し、既存のものにとらわれず、新たな事業を積極的に展開することを期待する。 ②収支計画においては、これまで積み重ねてきた管理運営実績を踏まえ、提案された指定管理料の精査を改めて行うこと。業務を実施する中で常にコスト意識を持ち、経費の削減に努められたい。 ③今後も利用者アンケート等で市民のニーズを十分に把握し、市民に気軽に利用してもらえるような創意工夫を行うとともに、施設の改善についても積極的に市への提案・協議を行い、市民サービスの向上に努められたい。</p>	<p>〔選定委員会開催〕 第1回委員会 令和2年7月27日 第2回委員会 令和2年8月24日 第3回委員会 令和2年9月24日</p> <p>【非公募の理由】 市は、市民会館を文化芸術施策の拠点施設として位置づけている。左記団体は、設立以来、その設置目的に沿って事業を運営してきているとともに、市内の文化芸術諸団体と十分に連携を図りながら運営を行うことのできる唯一の市内団体である。このため、左記団体が当該施設を管理しつつ、事業運営を行うことが最適であると判断した。</p>	<p>文化振興課 (0798)35-3425</p>